

福祉生活病院常任委員会資料

(平成25年2月25日)

[件名]

- 1 第3回鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例見直し検討委員会の開催結果について (危機管理政策課) … 1
- 2 北朝鮮の核実験に対する県の対応状況について (危機対策・情報課) … 3
- 3 平成24年度鳥取県島根原子力発電所防災訓練の実施状況について (危機対策・情報課) … 5
- 4 第7回(平成24年度)鳥取県原子力防災専門家会議の開催結果について (危機対策・情報課) … 10
- 5 第8回原子力安全対策プロジェクトチーム会議の開催結果について (危機対策・情報課) … 12
- 6 第2回島根原子力発電所に関する安全協定改定に係る協議会の開催結果について (危機対策・情報課) … 14
- 7 原子力災害対策指針の改定原案について (危機対策・情報課) … 16
- 8 原子力発電所に適用する原子炉の新安全基準の骨子案について (危機対策・情報課) … 18
- 9 島根原子力発電所における燃料集合体ウォータ・ロッド曲がりに係る調査結果の最終報告について (危機対策・情報課) … 19
- 10 原子力防災に関する普及啓発の取組について (危機対策・情報課) … 22
- 11 グループホームにおける防火安全体制の徹底及び点検について (消防防災課) … 24

危 機 管 理 局

第3回鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例見直し検討委員会の開催結果について

平成25年2月25日
危機管理政策課

鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例が、平成21年7月3日に制定されて以降、本県では局地的な集中豪雨や大雨、豪雪、そして、全国的には東日本大震災という未曾有の災害を経験し、条例の見直し期間として定める3年を迎えたため、鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例見直し検討委員会を設置し、下記のとおり、第3回の鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例見直し検討委員会を開催したところ、その概要は以下のとおりでした。

記

【第3回鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例見直し検討委員会】

1 日 時 1月29日(火) 午後2時30分から午後4時30分まで

2 場 所 鳥取県災害対策本部室(鳥取市東町一丁目271、鳥取県庁第2庁舎3階)

3 議 事

- (1) 今後のスケジュールについて
- (2) 第2回検討委員会までを踏まえた条例改正点について
- (3) 条例改正のポイントについて検討スケジュールについて

4 委 員

役 職	氏 名	備考
放送大学鳥取学習センター所長	西田 良平	(会長)
弁護士	井木 博子	
鳥取県消防協会会长(琴浦町消防団長)	門脇 正人	
鳥取市若葉台地区自主防災会連絡協議会会长	山田 義則	
鳥取県女性防火防災連絡協議会会长	樋口 春子	
日野ボランティアネットワーク事務局	山下 弘彦	
鳥取県看護協会災害看護特別委員会委員	安藤 そのみ	
高齢社会をよくする会ネットワーク in とっとり会長	竹森 民枝	
鳥取県民生児童委員協議会 理事	廣田 富子	
鳥取県厚生事業団障害者支援センター相談員	篠津 洋一	
いんしゅう鹿野まちづくり協議会理事長	佐々木 千代子	
米子青年会議所理事長	永田 建吾	
鳥取市総務部防災調整監	堀 哲男	
日吉津村総務課長	高森 彰	

5 概要

条例見直し検討委員会において、国の災害対策基本法(2次改正)の動きを注視し、主に以下の10の柱を中心議論し、改正素案をまとめていくこととされた。

- ① 県民の応急対策への協力と自主的な被災者支援
- ② 事業所の地域貢献
- ③ 事業継続計画(BCP)の取組強化
- ④ 地震・津波に強いまちづくりの推進
- ⑤ 医療救護体制の整備(※前回(第2回委員会)において新たに議論があり、追加)
- ⑥ 災害時要援護者支援体制の強化
- ⑦ 孤立地区発生の防止
- ⑧ 長期戦略で取り組む消防防災体制
- ⑨ 広域における避難・受入れ体制の整備
- ⑩ 県民の意識の醸成と県民運動への展開

(各委員の主な発言要旨)

- ・鳥取県は、東中西と3つの地域に分類され、3つが全て被災を受けるという可能性は非常に少ない。その場合、県内での助け合いで、県民がどう対応するのかという考えを条例の中に入れておくことが必要ではないか。
- ・事業所が地域貢献という形でどういう対応をしていくのかということを示すことが必要であり、それを条例に入れることにより、意識付けができる、協力してもらうことができる。
- ・災害が起きても継続しなければならない業務が事業所や自治体等にもあり、BCPをあらかじめ作っておくことは大変有効であり、明確に打ち出したほうがいい。
- ・災害・危機管理に強いまちづくりをする上でも、県民に徹底した防災訓練や防災教育というものを強調して欲しい。
- ・児童への教育だけではなくて、先生に対する教育もきちんとし、地域も含めた防災教育をしていく必要がある。
- ・東日本大震災では、助けに来られた方や支援に来られた方が一緒に亡くなるということがあり、避難するのは自分のためだけではなくて、助けに来てくれる人のためにも逃げましょうという啓発を考えていかないといけない。また、身の安全を守るために、支援をどこまでするのか、ある程度のルール化も必要ではないか。
- ・市町村では、普段からの地域での地域医療・地域福祉の連携が大事であり、細かいところでの市町村のケアが必要。また、避難所の運営は市町村にかかるため、市町村における医療救護体制も考えていく必要がある。
- ・避難所運営では、女性の参画も必要となってくる。
- ・一番は自助共助をいかにして育てるかということであり、いかに集落単位とか自治地区で防災意識を高めていくかというのが一番大事。

6 今後のスケジュール

第3回検討委員会において、国の災害対策基本法2次改正の動きを踏まえ、今年度末に条例改正を行うとしたスケジュールを変更することで了承。

- | | |
|-------|--|
| 1月29日 | ○第3回検討委員会 |
| 2月～ | (災害対策基本法2次改正の動きを踏まえた検討) |
| 4月 | ○第4回検討委員会 |
| 5月 | ○パブリックコメント実施
○パブリックコメントの公表
○第5回検討委員会 |
| 6月 | ○県議会への提案・審議 |
| 7月以降 | ○改正条例公布・施行 |

※ 国の災害対策基本法見直しの動き等により、上記スケジュールは変更する場合がある。

北朝鮮の核実験に対する県の対応状況について

平成25年2月25日
危機対策・情報課

北朝鮮は、2月12日（水）に北部地下核実験場で第3回核実験を実施したとの発表を行いました。その概要と本県の対応状況は次のとおりです。

1 核実験の実施状況

2月12日11時59分頃気象庁が北朝鮮付近を震源とする地震波を観測しました。

【地震波の概要】

・発生時刻

2月12日11時57分50秒

・地震の震源・規模

北緯41.2度、東経129.3度、マグニチュード5.2

・特徴

自然地震ではない可能性がある。

同日14時39分、北朝鮮は、国営の朝鮮中央通信を通じて「北部地下核実験場で第3回地下核実験を成功裏に行なった。以前の実験よりも爆発力が大きいうえ小型化した核弾頭を使い、高い水準で安全に行なわれた」と発表しました。

*過去の核実験実施の状況

第1回目：平成18年10月9日 第2回目：平成21年5月25日

2 放射能影響の測定結果

(1) 県内の状況

空間線量率 異常なし（19日10時時点）

降下物 異常なし（18日15時時点）

大気浮遊塵 異常なし（18日9時時点）

(2) 全国の状況

空間線量率 特別な変化なし（18日10時～19日10時 消防庁国民保護運用室事務連絡）

高空の大気浮遊塵 異常なし（18日試料採取）

3 安否確認等

①漁船 安全確認済（日本海で34隻操業中）（12日実験実施時点）

②教育委員会の海洋練習船 下関にドック入り

③D B S クルーズ ウラジオストックに停泊中（12日実験実施時点）

④アシアナ航空米子便 安全確認済（12日実験実施時点）

⑤派遣職員 安全確認済

⑥延吉進出企業 石田商事（現地店舗名：山陰プラザインチャイナ）異常なし

4 国の主な対応（12日）

①11時59分：「北朝鮮関連情勢に関する情報連絡室」を「北朝鮮による核実験実施情報に関する官邸対策室」に改組

②13時00分：総理指示（安全保障会議後）

- ・ 北朝鮮の今後の動向等に關し、情報収集・分析の徹底を期すこと。
- ・ 核実験に伴う放射性物質の影響を把握するため、関係各国と連携しモニタリング体制を強化すること。
- ・ 國際社会と連携をさらに進めるとともに、事実とすれば、北朝鮮に対し、独自の制裁を含め、諸懸案の解決のために有効なあらゆる手段を用いて対応すること。
- ・ 不測の事態にも備えるなど、國民の安全・安心の確保に万全を期すこと。

③14時29分：放射能対策連絡会議

④ 15時43分：内閣総理大臣声明発出（抜粋）

- ・ 北朝鮮への対応
国連安保理決議の即時かつ完全な履行を強く求める。
拉致、核、ミサイルといった諸懸案の解決に向け具体的行動をとるよう強く求める。
- ・ モニタリング体制の強化
関係省庁、都道府県、関係機関の協力を得てモニタリング体制を強化する。
- ・ 国連安保理等への働きかけ
国連安保理が決議を踏まえて然るべき対応をとることを含め、米国、韓国、中国及びロシアとの強力を強化し、国際社会との連携をさらに進めること。
- ・ 新たな対北朝鮮制裁措置
在日の北朝鮮当局の職員が行う当局職員としての活動を実質的に補佐する立場にある者による北朝鮮を渡航先とした再入国は原則として認めないこととする。

5 県の対応及び市町村への依頼事項

（1）県の対応（12日）

- ① 11時59分：危機管理局に情報連絡室（24時間態勢）を設置
(官邸危機管理センターの官邸対策室設置に合わせて設置)
- ② 12時20分：知事の指示を受けモニタリング強化を指示
 - ・ モニタリングポストによる常時監視
7箇所：木地山、衛生環境研究所、赤崎ふれあい交流会館、南部町法勝寺庁舎、日野総合事務所、大山町大山支所、鳥取県庁
 - ・ 降下物（降雨などの測定）
15時から翌日15時までの24時間サンプリング（衛生環境研究所）
 - ・ 大気浮遊塵（チリ・ホコリ）の測定
9時から翌日9時までの24時間サンプリング（衛生環境研究所）
- *高空の大気浮遊塵等の採取・測定は、文科省及び防衛省が実施
- ③ 12時59分以降：安心トリビーメール、とりネット等に掲載
(モニタリングに関する情報も「北朝鮮の核実験の影響はありません」等)コメント付で掲載)
- ④ 14時20分：「北朝鮮による核実験事案に係る危機管理委員会」を開催

（2）市町村への依頼事項

北朝鮮による核実験を踏まえ、モニタリングの測定値が通常の範囲を超えて、かつ人体に影響があると思われる場合の住民への広報、及び県民へのモニタリングや健康相談のための窓口の周知を依頼

6 県知事のコメント

世界の平和を侵害する見過ごすことのできない暴挙であり、絶対的に許されるものではなく、強い憤りを覚える。

国際社会は、このような事態に対して速やかに結束して対処すべき。

モニタリング等によって情報を収集し、県民の安全・安心に努めたい。

平成24年度鳥取県島根原子力発電所防災訓練の実施状況について

平成25年2月25日

危機対策・情報課

1 全般

米子市・境港市の住民232名の参加を得て、県として初めてとなる住民避難訓練やスクリーニング訓練等を含めた平成24年度鳥取県島根原子力発電所防災訓練を平成25年1月26日(土)に実施しました。

本訓練を通じて、特に住民の方々に対しては、一時集結所から、スクリーニング会場へのバスによる避難や、安定ヨウ素剤の予防投与、スクリーニング、簡易除染等の体験をしていただき、原子力防災全般に係る意識の向上を図ることができました。

また、情報通信設備の不備等、原子力防災体制上や住民避難実施上の課題を確認することができました。

2 目的

原子力防災体制見直しに合わせ、原子力緊急時における防災関係機関相互の連携による防災対策の確立及び防災業務関係者の防災技術の習熟を図るとともに、鳥取県広域住民避難計画(素案)の検証を図る。

3 実施日時

平成25年1月26日(土)

(1) 訓練 7:00~13:00

(2) 原子力防災専門家会議での振り返り 13:45~15:00

4 主催

鳥取県側：鳥取県、米子市、境港市

島根県側：島根県、松江市、出雲市、安来市、雲南市

5 主要参加機関等

(1) その他の行政機関等

鳥取県警察本部、米子警察署、鳥取県教育委員会、鳥取県西部広域行政管理組合消防局、自衛隊

鳥取地方協力本部、陸上自衛隊第8普通科連隊、米子市消防団、原子力規制庁島根原子力規制事務所、境海上保安部

(2) 地元組織

米子市富益地区自治連合会、境港市自治連合会、自主防災組織等

(3) 民間団体、企業

中国電力(株)、社会福祉法人こうほうえん、県薬剤師会等

合計 約20団体(鳥取県側の主催者を含む。)

6 実施場所

鳥取県庁、米子市役所、境港市役所、一時集結所(米子市内・境港市内)、スクリーニング会場(米子市内)、西部総合事務所、衛生環境研究所(EMC)、県営広域避難所(鳥取市内)、島根県庁、島根県原子力防災センター(OFC)、中国電力(株)島根原子力発電所、その他関係機関等

7 訓練想定

本部等運営訓練(初動対応訓練)及び本部等運営訓練に連動する独自訓練については、島根県と同一想定で実施した。

その他の独自訓練については、別想定(時間)で実施した。

8 訓練内容

- (1) 本部等運営訓練(初動対応訓練(緊急時通信連絡訓練を含む。)) [島根県と合同]
- (2) 緊急時モニタリング訓練 [島根県と一部合同]

- (3) 緊急被ばく医療活動訓練
 - ・スクリーニング検査及び簡易除染訓練
 - ・安定ヨウ素剤予防投与訓練
- (4) 住民の避難訓練
 - ・一時集結所からのバス避難
 - ・自家用車による避難
- (5) 災害時要援護者の避難訓練
- (6) 県営広域避難所開設訓練
- (7) 広報・情報伝達訓練

9 参加人員数

区分	参加人数
行政関係及びその他の機関	381人
鳥取県職員	223人
米子市職員	50人
境港市市職員	55人
その他の機関	53人
地元住民	232人
米子市住民 (富益地区 125人)	125人
境港市住民 (外江地区28人 栄地区24人 余子地区24人 渡地区27人)	107人
計	613人

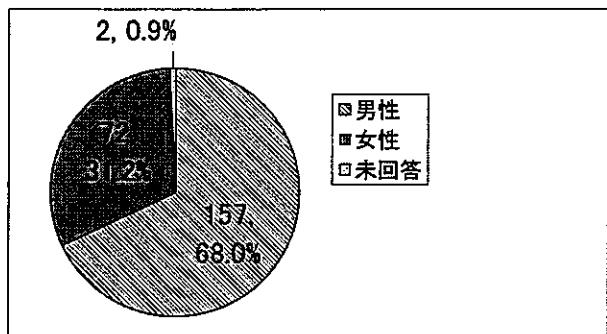
10 訓練実施状況

訓練等の区分	員 数
住民避難訓練 (徒歩:自宅から一時集結所まで)	232人
バス避難訓練 (一時集結所から米子南高まで)	228人
福祉車両・自衛隊車両による要援護者避難訓練 (一時集結所から米子南高まで)	4人
マイカー避難訓練 (境港市から米子南高まで)	40人 (公用車40台)
スクリーニング訓練 (米子市、境港市住民、災害時要援護者4人含む。)	232人
スクリーニング (マイカー避難者)	15人
健康相談	5人
簡易除染・二次スクリーニング訓練	5人
原子力防災研修受講者	232人
一時集結所安定ヨウ素材投与訓練 (米子市、境港市住民)	26人
マイカー避難者安定ヨウ素材投与訓練	6人
アンケート回答者	231/232人
県営広域避難所開設訓練	10人
福祉施設 (要援護者) 避難訓練	24人

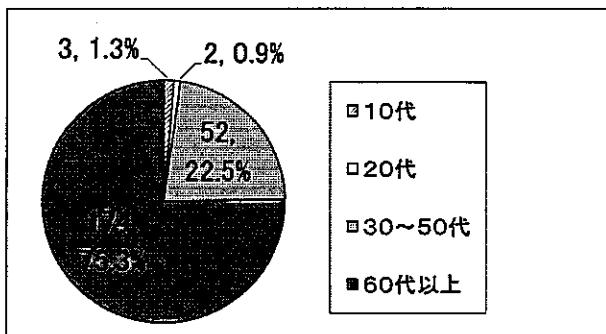
1.1 アンケート結果

- (1) 回答者 避難訓練に参加した住民 231名 (米子市: 125名、境港市: 105名、未回答: 1名)
 (2) アンケート結果集計

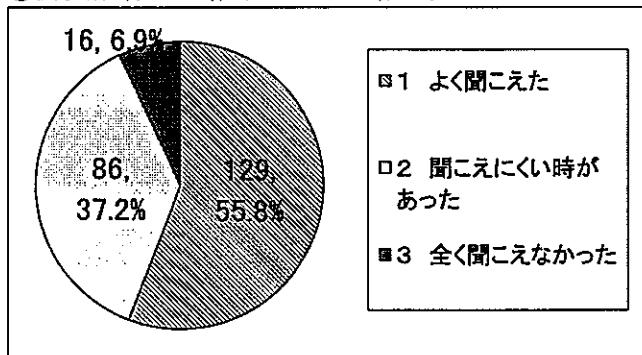
①性別



②年代



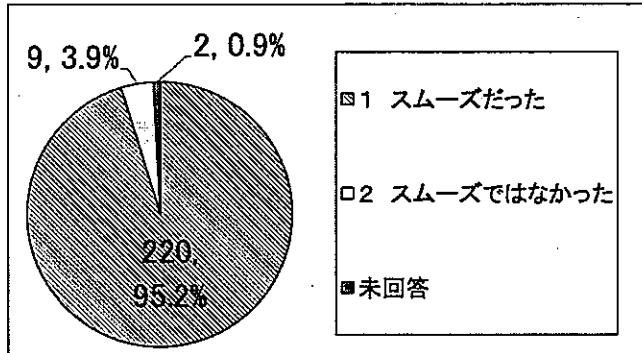
③防災無線・広報車による広報は聞こえたか



【主な意見】

- ・強風や風向きが悪く聞こえなかった
- ・窓を閉め切っており冬場はいつも聞きにくい
- ・近くに放送施設がない
- ・日常でも聞こえない。施設の点検、増設をお願いしたい等

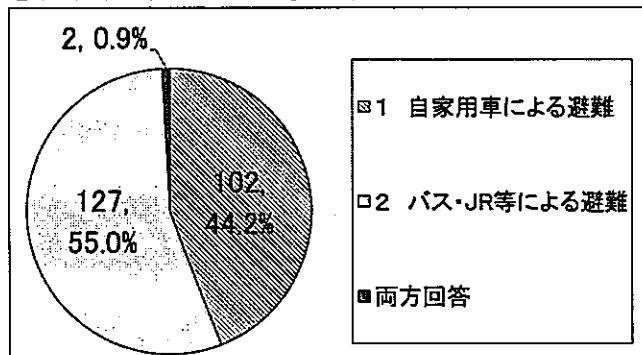
④避難行動はスムーズに行えたか



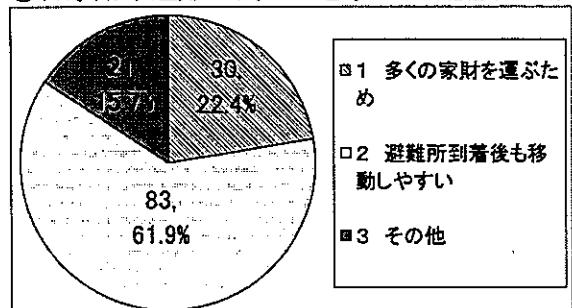
【主な意見】

- ・誘導が適正に行われた。
- ・事前に解っていたから
- ・少しあは（日頃から）準備しておいたから
- ・聞こえなかったけど9時に家を出ました。
- ・まだ短縮は出来る。バスの乗り降り等
- ・スムーズかスムーズでないか基準が解らない
- ・バスの駐車がすぐできなかつた
- ・第一次集結所に避難バスが来ていたが、実際は迎えはなかなか来てももらえないだろうと思った。 等

⑤自動車避難とバス・JR避難のどちらが良いと思うか



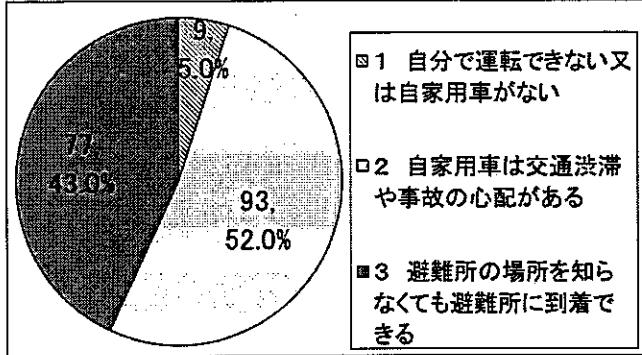
⑥自家用車避難が良いと思う理由 (複数回答可)



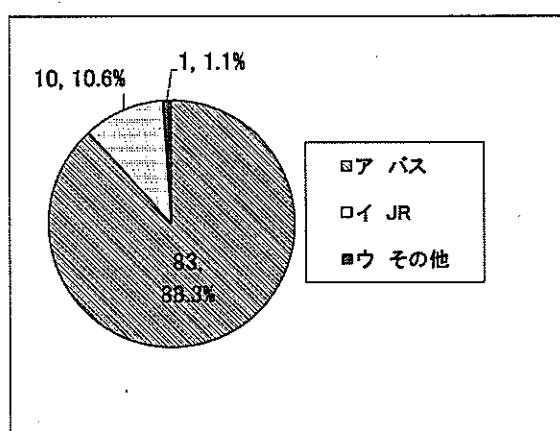
【その他理由】

- ・素早く避難ができる
- ・待たされる時間が少ないと思う
- ・徒歩移動が困難な高齢者が家族にいる
- ・県外に避難予定だから（県外の方が安全と思う）
- ・他人からの被ばくが少ない
- ・バスの場合、時刻、ルートが分からぬ
- ・バス停、JRから遠い 等

⑦バス・JR等避難が良いと思う理由（複数回答可）



⑧実際に使いたい公共交通手段 (⑤でバス・JR等による避難を選択した者のみ回答)



(3) アンケート意見（主なもの）

【感想型意見】

- 訓練を実施することは意義がある。1人でも多くの方が体験する機会を増やして防災意識の向上につなげてほしい。
- あわてて避難しなくてもよいということが理解できた。
- 今回の訓練に参加してよかったです。
- 今日の訓練は大変ためになつた。
- 地域の安全・安心には、先ず住民が知識を持つことと訓練することが大切だ。

【課題提案型意見】

- 実際は訓練のようにうまくいかないのではないかと思う。具体的なシミュレーションを各家庭単位で考えなければと思った。
- 老人、身体の不自由な方々について、行政の考え方についての説明がほしかった。
- 初めての体験でもあり、スムーズに移動ができたが、いざ災害が発生した時には今日のように落ち着いて行動ができないのではないか。
- バスで移動したが、実際に起きたときはバス等の手配ができるのか、どの位の時間で移動できるか心配。

1.2 原子力防災専門家会議委員からの意見等

- 状況を時系列で書き込み、今何が起きているか確認して欲しい。記録として残せる電子ホワイトボードもあるのでそういうものを活用することが必要。
- 緊急時にも的確に各種情報を集約して、表示等できる情報インフラの整備が必要。
 - ・気象情報をリアルタイムで収集し、今の避難経路が妥当か、降雨降雪があるので住民の着るものはどうしてもらうのかなど検討することが必要。
 - ・Web会議システムがダウンするなど情報通信連絡体制がかなり脆弱。
 - ・放射線モニタリングデータを県民に見せて安心してもらうことが必要。対策本部では絶えず敷地境界の線量を数値と原発周辺の気象を見られるようにすべき。
 - ・道路標識も雪で余り見えない。電光表示版をもっと整備することが必要。
- 市が設定した一時集結所の中には車がなかなか入れないところがあった。そこが一時集結所として適切かもう一度考えてみてはどうか。
- 訓練参加者は高齢者が多く、若い人が非常に少なかった、将来のことを考えると若い学生達にもっと積極的に参加して欲しかった。
- 予算編成時期、西部総合事務所等はハード面を含めて検証し、思い切って計画をだすべき。
- U P Z の避難と併せて、この地域の事業所の事業をどうするのか。通常考えれば止める、そして速やかに逃げて頂くことを避難と合わせて動かすなど事業継続計画 (BCP) 作成の推進が必要。

1.3 原子力安全対策プロジェクトチーム会議での検討状況

(1) 検討結果

ア 原子力防災体制の緊急整備について

広域住民避難、緊急時モニタリング、緊急被ばく医療（スクリーニング、安定ヨウ素剤）、災害対策本部（情報インフラ）等の各分野について、実動訓練の結果を分析し、緊急に予算に反映させる必要がある体制整備事業を検討し、予算要求する方針を決定。

イ できる限り国に対して要望し、国との調整を図りながら緊急に整備すべきことは先行してでも解決すること。

ウ 原子力防災対策費の緊急枠を、5億円程度として調整。

（平成24年度2月補正、島根原子力発電所に係る原子力防災緊急対策事業）

○情報通信システムの増強整備

○可搬型衛星通信地球局整備

○WEB会議システムの増強整備

○西部総合事務所災害対策本部室の強化整備

○コンクリート屋内退避施設の表示等

○防護資機材の整備 など。

(2) 主な議論

ア 避難

- ・自家用車避難は、今回もスクリーニング会場近くになればなるほど移動時間が長くかかった。今後改めてシミュレーションをして、避難経路や緊急道路をどうするのか改めて検討することが必要。
- ・畜産農家が、家畜と一緒に避難ができるような仕組みを事前に作っておくことが必要。
- ・避難所の開設については、計画より早く着かれる方も想定して、一部の避難所については早期の開設を検討することが必要。

イ 情報通信設備

- ・住民避難を考えるとモニタリング監視局を日野総合事務所及び中部総合事務所にも設置することが必要。
- ・訓練では、情報の集約が十分でなかった。このため、平時から各種情報（SPEEDI、モニタリング、気象、道路情報等）を集約・統合し、常時表示できるシステム、情報通信ネットワークシステム（TV会議、庁内LANの高速化）の整備等と緊急時に的確に対応できる体制を構築することが必要。
- ・住民に情報を伝達するため、屋外の渋滞掲示板を増やすことや記者会見場の設置が必要。
- ・西部総合事務所の現地対策本部機能の強化が必要。

ウ 危機管理体制

- ・災害対策本部の設置は、原災法10条事象から設置することが必要。

エ 事業継続

- ・中長期対策として、風評対策も含めた自主検査をどのように構築していくのか検討が必要。
- ・事業所等がU.P.Z内に約930事業所がある。その事業所に対する事業継続計画（B.C.P）作成の推進について検討が必要。
- ・西部は食品加工の企業が多い。風評対策も含めて製品の検査体制などの検討が必要。

第7回(平成24年度)鳥取県原子力防災専門家会議の開催結果について

平成25年2月25日
危機対策・情報課

島根原子力発電所に関する本県の原子力防災体制整備を推進するため、「島根県等との合同原子力防災訓練」(1月26日)の訓練結果を振り返り、課題の抽出と対策の方向性について専門的知見を得て、広域住民避難の実効性を確保するとともに、人形峠環境技術センターにおける事故及び防災業務計画等について、専門的な指導及び助言をいただきました。

委員等からいただいた意見については、平成24年度補正予算案や地域防災計画等に反映することとしています。

1 日 時 1月26日(土) 13時30分~15時10分

2 場 所 災害対策本部室(県庁第2庁舎3階)

3 出席者

- (1) 鳥取県原子力防災専門家会議委員5名(4名欠席)
- (2) 知事、副知事、統轄監、危機管理局長、関係部局長等
- (3) 西部総合事務所、米子市、境港市※

※西部総合事務所からヘリコプターテレビ中継システムで参加

4 議題等

- (1) 訓練の振り返り
- (2) 人形峠環境技術センター事故事案(停電事故、非管理区域における放射性物質の漏洩)について(説明:人形峠環境技術センター)
- (3) 原子力事業者防災業務計画の修正内容について(説明:中国電力、人形峠環境技術センター)

5 委員からの意見等

- (1) 訓練の振り返り
 - ア 状況を時系列で書き込み、今何が起きているか確認して欲しい。記録として残せる電子ホワイトボードもあるのでそういうものを活用することが必要。
 - イ 緊急時にも的確に各種情報を集約して、表示等できる情報インフラの整備が必要。
 - ・気象情報をリアルタイムで収集し、今の避難経路が妥当か、降雨降雪があるので住民の着るものはどうしてもらうのかなど検討することが必要。
 - ・Web会議システムがダウンするなど情報通信連絡体制がかなり脆弱。
 - ・放射線モニタリングデータを県民に見せて安心してもらうことが必要。対策本部では絶えず敷地境界の線量を数値と原発周辺の気象を見られるようにすべき。
 - ・道路標識も雪で余り見えない。電光表示版をもっと整備することが必要。
 - ウ 市が設定した一時集結所の中には車がなかなか入れないところがあった。そこが一時集結所として適切かも一度考えてみてはどうか。
 - エ 訓練参加者は高齢者が多く、若い人が非常に少なかった、将来のことを考えると若い学生達にもっと積極的に参加して欲しかった。
 - オ 予算編成の時期なので、西部総合事務所等はハード面を含めて検証し、思い切って計画をだすべき。
 - カ U P Z の避難と併せて、この地域の事業所の事業をどうするのか。通常考えれば止める、そして速やかに逃げて頂くことを、避難と合わせて対応するなど事業継続計画(BCP)作成の推進が必要。など。

(2) 人形峠環境技術センター事故事案

- ア こういった事故等が、最近少し頻繁に起きつつあるような傾向にないか。もしもあるなら、一つ一つの事象についてきちんと対応していくかないとやはり大きな事故の原因になりかねない。
- イ 原因の究明と再発の防止に取り組んでもらいたい。など

(3) 原子力事業者防災業務計画の修正について

○修正内容について、異論はなかった。

- ア 福島事故では、オフサイトセンターが使用できなくなったのは、電源の問題と放射能濃度の上昇が原因。島根原発の緊急時対策所には吸気・排気系統にヨウ素フィルター設備はあるのか。
⇒チャコールフィルター付きの空調設備が整備されており、放射能の影響は除去できる。
- イ 緊急時には、原子力緊急事態支援組織から遠隔操作が可能な無人ロボットの派遣を受けるとのことだが、現在の整備状況はどうか?
⇒現時点でもアメリカ製のロボットが整備されている。今後も福島対応で活躍したロボットを参考に拡充していく予定。

(参考：鳥取県原子力防災専門家会議の概要等)

1. 平成20年4月1日に設置

2. 設置の目的

- (1) 平常時における環境放射線の調査結果について、専門的知見から評価を得ることにより、その安全性を確認する。
- (2) 原子力災害等の防災対策及び原子力施設等の安全対策に関する指導及び助言を得る。

3. 委員（任期 H24.4.1～H26.3.31）

	専門分野	氏名	所属	役職等	出欠
会長	放射線計測・防護	占部 逸正	福山大学工学部情報工学科	教授	出席
委員	原子力工学	青山 卓史	(独)日本原子力研究開発機構 大洗研究開発センター	研究主席	出席
	放射線治療、放射線物理	内田 伸恵	県立中央病院医療局放射線科放射線治療室	室長	欠席
	原子炉工学・原子炉物理学	宇根崎博信	京都大学原子炉実験所	教授	出席
	緊急被ばく医療	神谷 研二	広島大学緊急被ばく医療推進センター	センター長	欠席
	放射線治療、放射線物理	小谷 和彦	鳥取大学医学部附属病院放射線部	准教授	欠席
	環境放射能	静間 清	広島大学大学院工学研究科	教授	欠席
	放射能環境変動	藤川 陽子	京都大学原子炉実験所	准教授	出席
	線量評価	山田 裕司	(独)放射線医学総合研究所	特別上席研究員	出席

4. これまでの開催状況

第1回(H20.5.28)	環境放射線モニタリング結果に係る評価、鳥取県の原子力防災対策
第2回(H21.5.22)	環境放射線モニタリング結果に係る評価
第3回(H22.5.24)	環境放射線モニタリング結果に係る評価、緊急時モニタリング計画(案)
第4回(H23.10.25)	環境放射線モニタリング結果に係る評価、モニタリングポスト設置候補地
第5回(H24.6.4)	鳥取県の原子力防災対策の方向性、環境放射線モニタリング結果に係る評価
第6回(H24.12.26)	地域防災計画の修正案、広域住民避難計画の案、モニタリングの評価方法の変更ほか

第8回原子力安全対策プロジェクトチーム会議の開催結果について

平成25年2月25日
危機対策・情報課

1月26日に実施した鳥取県島根原子力発電所防災訓練について振り返るため、同日開催した鳥取県原子力防災専門家会議において、委員等から情報連絡手段や状況把握の方法等について専門的知見から助言や各種教訓等から得られたことから、今後の本県原子力防災体制の整備に向けた検討を行うため、次のとおりプロジェクト会議を開催しました。

1 概要

(1) 日時

1月29日(火)午前11時20分～午後0時5分

(2) 場所

県庁第4応接室(本庁舎3階)

(3) 参加者

- ・知事、統轄監
- ・危機管理局長、各部局長、病院局総務課長、教育委員会事務局次長、
警察本部警備第二課長、西部総合事務所長等

※インターネット放送(Ustream)で両市にも会議の状況を配信

(4) 議題

- ・鳥取県島根原子力発電所防災訓練の分析結果の検討について

2 検討状況

(1) 検討結果

ア 原子力防災体制の緊急整備について

広域住民避難、緊急時モニタリング、緊急被ばく医療(スクリーニング、安定ヨウ素剤)、災害対策本部(情報インフラ)等の各分野について、実動訓練の結果を分析し、緊急に予算に反映させる必要がある体制整備事業を検討し、予算要求する方針を決定。

イ できる限り国に対して要望し、国との調整を図りながら緊急に整備すべきことは先行してでも解決すること。

ウ 原子力防災対策費の緊急枠を、5億円程度として調整。

(平成24年度2月補正、島根原子力発電所に係る原子力防災緊急対策事業)

○情報通信システムの増強整備

○可搬型衛星通信地球局整備

○WEB会議システムの増強整備

○西部総合事務所災害対策本部室の強化整備

○コンクリート屋内退避施設の表示等

○防護資機材の整備。など。

(2) 主な議論

ア 避難

- ・自家用車避難は、今回もスクリーニング会場近くになればなるほど移動時間が長くかかった。今後シミュレーションをして、避難経路や緊急道路をどうするのか改めて検討することが必要。
- ・畜産農家が、家畜と一緒に避難ができるような仕組みを事前に作っておくことが必要。
- ・避難所の開設については、計画より早く着かれる方も想定して、一部の避難所については早期の開設を検討することが必要。

イ 情報通信設備

- ・住民避難を考えるとモニタリング監視局を日野総合事務所及び中部総合事務所にも設置することが必要。
- ・訓練では、情報の集約が十分でなかった。このため、平時から各種情報（SPEEDI、モニタリング、気象、道路情報等）を集約・統合し、常時表示できるシステム、情報通信ネットワークシステム（TV会議、庁内LANの高速化）の整備等と緊急時に的確に対応できる体制を構築することが必要。
- ・住民に情報を伝達するため、屋外の渋滞掲示板を増やすことや記者会見場の設置が必要。
- ・西部総合事務所の現地対策本部機能の強化が必要。

ウ 危機管理体制

- ・災害対策本部の設置は、原災法10条事象から設置することが必要。

エ 事業継続

- ・中長期対策として、風評対策も含めた自主検査をどのように構築していくのか検討が必要。
- ・事業所等がU.P.Z内に約930事業所がある。その事業所に対する事業継続計画（B.C.P）作成の推進について検討が必要。
- ・西部は食品加工の企業が多い。風評対策も含めて製品の検査体制などの検討が必要。

3 参考

○原子力安全対策プロジェクトチーム

平成24年1月31日に設置し、これまでに7回開催

- ・島根原子力発電所にかかる県原子力防災体制を全庁的体制で早期に整備するため、知事を長として、関係部局の部局長等で構成

第2回島根原子力発電所に関する安全協定改定に係る協議会の開催結果について

平成25年2月25日
危機対策・情報課

昨年11月の第1回協議会において、立地県・市並みの安全協定改定に向け、違いのある4項目（立入調査ほか）について、地域防災計画（原子力災害対策編）の修正期限である3月18日までを目標として協議を開始しました。

第2回協議会は、現在、鳥取県、米子市及び境港市と中国電力とが締結している「島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定等」の実効性を確保する観点から協定の運用面について確認しました。

1 日 時 1月23日（水）午後1時30分～2時43分

2 場 所 西部総合事務所 福祉保健局 大会議室

3 出席者 中国電力株式会社（島根原子力本部 副本部長、電源事業本部 専任部長（本社原子力管理）、鳥取支社長ほか）

米子市（総務部長）、境港市（市民生活部長）、鳥取県（危機管理局長、西部県民局長）
町村代表（江府町副町長 オブザーバー）ほか

4 協議等の内容

（1）現行の安全協定の運用等について中国電力に確認を求めた事項等

次の5項目について中国電力に確認を求めたが、全ての項目について持ち帰り検討されることとなった。

1 専門家会議委員による現地確認（現地確認できる職員を確認）

「鳥取県原子力防災専門家会議委員（地方公務員法第3条第3項第3号の特別職の職員）」は現地確認ができる職員に含まれること。

2 「立入検査」の運用（立入検査の項目とそれに対する措置を確認）

原子力災害対策特別措置法第32条の規定に基づき、県職員が島根原発に立入検査するときの主な項目には、防災要員等の配置状況等及び事業者防災業務計画に定める原子力災害予防対策などの履行状況等が含まれること。

3 原子力安全文化の育成（島根原子力発電所の安全文化の目線を確認）

万が一事故が起きた際の避難や健康被害等に対して不安を抱く周辺地元住民の気持ちを察して、中国電力の自主的取組である原子力安全文化有識者会議等に地元代表を入れるなど住民の声を反映すること。

4 県民への広報（島根原子力発電所の広報の目線を改めて確認）

県民の安心感と信頼感が得られ、安全安心に繋がるよう広報の目的と理念を共有し、日頃から正確な情報提供、情報公開をきちんと行うなどの運用に努めること。

5 原子力防災対策に対する協力（中国電力の防災対策の取組と県への協力を確認）

安全協定は、県民の安全確保等を目的とするが、安全は防災との両輪であり防災が欠落した安全はあり得ない。原子力事業者が、原子力災害対策について大きな責務を有している。鳥取県が行う防災対策（モニタリング、スクリーニング、情報伝達など）へ協力すること。

○次回協議会に向けた主な取り扱い

危機管理局長）

・今回は安全協定及び改正原災法の運用についての協議をさせていただいた。

協定の実効性を確保させるとともに、地域防災計画に反映させたいので、次回以降回答をお願

いしたい。

- ・安全協定の立地県・立地市並みという4項目については、前回の時も話したが、県議会の意見書も受けて申入れているもの。鳥取県民、米子市民、境港市民の切なる願いがあるということでの申入れ・要望であるということを受け止めさせていただいて、是非、検討願いたい。

中国電力)

- ・今回お聞きした安全協定の運用等に関する確認・要望事項等については、会社に持ち帰り検討して次回の協議会で回答したい。
- ・本来の安全協定の4項目につきましても、現在、社内で慎重に検討しているので、また別の機会にしっかり回答をさせていただきたい。

(2) 中国電力の安全・防災対策の取組状況の確認【中国電力からの説明】

ア) 中国電力の説明事項

原子力災害発生時の各拠点・機関との連絡図、原子力事業所災害対策支援拠点（候補地）、免震重要棟の設置、地域防災計画との連携（緊急時モニタリング、自治体支援：福島の例）、防災業務計画（案）における要員派遣及び資機材貸与数など

イ) 主な確認事項

Q 1：緊急時において官邸等との連絡手段となる総合原子力防災ネットワーク等の接続については、複数ルート化が図られているのか。また、原子力事業所災害対策支援拠点の候補地（3つ）とそのネットワークは接続する予定があるのか。

A 1：現時点では、まだ最終局面ではないが、通常のネットワークとインターネット回線、衛星回線も将来的に入れるということで多重化を図っている。災害対策支援拠点の主な役割は後方支援のため、災害時の携帯電話とかの設備はこれら4地点ほど強固ではない。

Q 2：原災法の改正に伴い、原子力防災訓練の訓練内容についても見直しを行うのか。また、国はどのような観点で評価を行うのか。

A 2：今後は、福島第一原発の事故を踏まえ、全電力会社で設置した原子力安全推進協会が防災訓練のカリキュラム等の検討を進め、国の知見を踏まえながらP D C Aを回して直していく。国の評価については、現在国で手順等を策定中で、その中身はまだ分っていない。

Q 3：緊急時において中国電力が、直接住民の方に情報伝達できるツールはどういうものがあるのか。

A 3：緊急時には、オフサイトセンターに入りその中で国や自治体と協力して情報伝達をする。本社側にも新たに原子力施設事態即応センターを設置して情報提供することなども想定している。またFM山陰とも契約して緊急時の情報を流すということも取り組んでいる。

Q 4：米子市にはコミュニティーフM「DARAZ FM」もありますので、その辺りの拡大とかもご検討いただきたい。

また、防災資機材の貸与は、UPZになったことで鳥取県側と島根県側と両方のものを準備して整備されるということで、整備数は今から相談していくということでよいか。

A 4：今後相談させていただきたい。

原子力災害対策指針の改定原案について

平成25年2月25日
危機対策・情報課

昨年10月31日に原子力規制委員会において新たに指針が策定されたが、当該指針で検討課題とされていた事項について、その後の検討結果が示されました。

平成25年1月30日に開催された原子力規制委員会において、①原子力災害事前対策の在り方、②緊急被ばく医療の在り方、③緊急時モニタリング等の在り方のうちSPEEDIの活用方法、④東京電力株式会社福島第一原子力発電所への対応、等についての改定原案が示されました。

1 改定原案の主な内容

(1) 原子力災害事前対策

○緊急時における判断及び防護措置実施基準の具体化

- ・初期対応段階における緊急事態を、「警戒事態（原子力規制委員会マニュアルに規定する特別警戒事象）」「施設敷地緊急事態（原災法10条）」「全面緊急事態（原災法15条）」に区分し、各区分を判断する際の施設の状況（EAL：緊急時活動レベル）の考え方及び区分に応じた主な防護措置を記載。
- ・全面緊急事態に発展した後、放射性物質が環境中に放出された後の適切な防護措置の判断基準となる空間放射線量率等（OIL：運用上の介入レベル）の考え方及びその際の主な防護措置を記載。

※ たとえば、 $20 \mu \text{Sv}/\text{h}$ が安定的に計測されれば、避難を行う

(2) 被ばく医療

○被ばく医療体制の整備

- ・平時及び緊急時の救急、災害医療組織を最大限に活用するとともに、周辺地方公共団体を含む広域の医療機関が連携することなどについて記載。

○安定ヨウ素剤の予防服用体制の整備

- ・PAZ域内については住民等への事前配布の導入、PAZ域外については地方公共団体による備蓄等を行うことなどについて記載。

○スクリーニングの実施体制の整備

- ・内部被ばくの抑制、皮膚被ばくの低減、汚染拡大の防止などのための避難所等における具体的な体制などについて記載。

(3) SPEEDIの活用について

- ・放射性物質の放出状況の推定や気象予測の結果を防護措置の実施等の参考情報に活用することについて記載。

→ SPEEDIによる「予測的手法」ではなく、緊急時モニタリングの結果等の計測できる指標に基づき防護措置（避難等）を行う。

2 原子力災害指針の改定に関する今後の予定

1月30日に示された改定案については、2月中にも原子力規制委員会においてパブリックコメント(1/30～2/12)の結果を踏まえ、必要な修正等を行ったうえで決定される見通し。

(効力発揮)

<引き続き今後の検討課題とされた事項>

① 原子力災害事前対策の在り方	<ul style="list-style-type: none"> 実用発電用原子炉以外に係る緊急事態区分及びEALの在り方 IAEAが公表する導出過程に基づく包括的判断基準からのOILの算出、OILの初期設定値の変更の在り方や放射線以外の人体への影響も踏まえた総合的な判断に基づくOILの設定の在り方 ブルームの影響を考慮したPPAの導入や実用発電用原子炉以外の原子力災害対策重点区域の範囲
② 緊急時モニタリング等の在り方	<ul style="list-style-type: none"> 緊急時と平常時に分けたモニタリング計画の策定、OILの変更手順、線量評価の手順、事前準備の在り方
③ オフサイトセンターの在り方	<ul style="list-style-type: none"> 実用発電用原子炉以外のオフサイトセンターの在り方
④ 緊急被ばく医療の在り方	<ul style="list-style-type: none"> UPZ以遠における安定ヨウ素剤の投与の判断基準としてのEALやOILの整備、避難や屋内退避等の防護措置との併用の在り方、投与に関する責任の明確化、事前の配布や備蓄・補充等の手法等
⑤ 東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故への対応	<ul style="list-style-type: none"> 東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故に伴う被ばく線量の管理の実態等を踏まえた緊急時被ばく状況から現存被ばく状況・計画的被ばく状況への移行に関する考え方・除染・健康管理等の在り方、特定原子力施設指定を受けたことによるリスク評価等を踏まえた、原子力災害対策上留意すべき事項、町外コミュニティができた場合の災害対策の在り方等
⑥ 地域住民との情報共有等の在り方	<ul style="list-style-type: none"> 適切な防災対策の計画及び実施を実現するため、住民の理解や信頼を醸成するための情報を定期的に共有する場の設定等

原子力発電所に適用する原子炉の新安全基準の骨子案について

平成25年2月25日
危機対策・情報課

1月31日、原子力規制委員会の検討チームは、原子力発電所に炉心溶融のような過酷事故に対する多重の備えを義務付ける新しい安全基準の骨子案をまとめました。今後、パブリックコメントを経て、原子力規制委員会において4月頃までに安全基準案をまとめ、7月頃に正式決定される予定です。
※改正された原子炉等規制法により、7月の決定（公布・施行）が決められている。

1 概要

骨子案では、重大事故で格納容器内の圧力が高まった際に放射性物質を除去しながら排気する「フィルター付きベント」の設置が盛り込まれたほか、航空機衝突などのテロや大規模な自然災害にも対応できるよう原子炉の冷却設備や第2制御室を備えた「特定安全施設」の設置を求めることが柱。

	主な対策	島根原発（主な対応状況）
津 波	・原発ごとに基準津波を設定 津波の恐れがある原発は防潮堤などを整備	中国電力の自主基準に基づく 防潮堤がH25完成予定
地 震	・活断層の定義（過去13万年前）を拡大、疑わしい場合は40万年前までの地層を調べる。 ・活断層の真上に原子炉などは建てられない。	直下の活断層はないが、宍道 断層の扱いは不明
電 源	・可搬式代替設備の設置 ・送電ルートの多重化 ・電源の多様化	電源車一部購入済
重 大 事 故	・原子炉を遠隔操作で冷やす「第2制御室」の設置。 ・非常時の冷却装置 ・フィルター付きベント装置 ・燃料プール、格納容器の外部からの冷却用「屋外放水設備」の設置	1～3号機フィルター付きベントなし（H27完成予定）
火 災	・ケーブル等の不燃化	1号機は難燃性でない
そ の 他	・テロ対応等の第2制御室	なし

2 島根原子力発電所の対策と現状

大規模工事を伴う物は、一定の猶予期間が設けられる見込みだが、フィルター付ベント、原子炉のケーブルの難燃性化等については、島根原子力発電所のBWR（沸騰水型）については、猶予期間が設けられない見通し。

⇒重要免震棟は平成26年度運用開始予定

⇒フィルター付ベントは2号機がH27年度までに整備予定、1号機は検討中

島根原子力発電所における燃料集合体ウォータ・ロッド曲がりに係る調査結果の最終報告について

平成 25 年 2 月 25 日
危機対策・情報課

平成 25 年 2 月 8 日、中国電力株式会社より、平成 24 年 11 月 28 日に原子力規制委員会からの指示「東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所 5 号機の燃料集合体ウォータ・ロッドの曲がりについて」に基づき、島根原子力発電所の原子炉装荷中および燃料プール貯蔵中の燃料集合体の点検を実施し、次のとおり全て異常なしの最終報告を、原子力規制委員会に行ったとの連絡がありました。

⇒島根原子力発電所では、次のとおりいずれにも異常がないことを確認。

- ・ 1号機の外観点検対象（サンプリング調査）した燃料集合体 23 体全て異常なし。
- ・ 2号機の外観点検対象（サンプリング調査）した燃料集合体 16 体全て異常なし。
- ・ 3号機については、点検対象となる燃料集合体はなし。
- ・ 次サイクルで装荷予定の燃料集合体（1号機 8 体、2号機 4 体）について全て異常なし。

※前回の常任委員会（1月 21 日）で、中国電力が行った中間報告（1月 7 日付け）について報告済み

1. 背景

平成 24 年 10 月 16 日、東京電力柏崎刈羽原子力発電所 5 号機で燃料集合体チャンネルボックスの点検を行っていたところ、燃料集合体 2 体でウォータ・ロッドの曲がりを確認した。このため、ファイバースコープを用いて当該燃料集合体 2 体について詳細点検を行ったところ、一部の燃料棒が接触していることが確認された。

燃料集合体に過大な荷重を加えたことによるウォータ・ロッドの変形により、燃料棒同士が接触したもので、燃料棒から放射性物質の漏えいはないものの、炉心の形状が異常な状態で原子炉内に装荷されていたと考えられることから、深層防護の劣化が認められると判断し、原子力規制委員会は I N E S レベル 1 の「逸脱」と暫定評価。

【参考】I N E S（国際原子力・放射線事象評価尺度）

原発等のトラブル等について、それが安全上どの程度のものかを表す指標。3つの基準（基準 1：人と環境、基準 2：施設における放射線バリアと管理、基準 3：深層防護）に基づいて行われ、最も高いレベルがそのトラブル等の評価レベルとなる。評価レベルは、レベル 0（安全上重要ではない事象）からレベル 7（深刻な事故）まで。

2. 原子力規制委員会の本事案に対する認識（重大な関心）

（原子力規制委員会第 8 回会議（平成 24 年 10 月 31 日）議事録（抜粋））

- ・最終的にこういう燃料が入る炉の安全解析をするときの想定の前提が崩れるわけで、これは非常に重要なことだと思う。
- ・厳格な原因の究明と対策の実施が必要

3. 今後の対応

原子力規制委員会

- ・各電力事業者から提出された今回の調査結果を踏まえ、今後原因の究明と対策を行う。

4. 事象発生の経緯

- ・平成 10 年 放射線によって変形したチャンネルボックスを再利用するため自重で落下させ慣性力でのチャンネルボックスの装着により燃料集合体のサスペンサーが変形する事案が発生
⇒水中カメラを使用し確認しながら力を少しづつ装着する方法に改善
- ・平成 12 年 平成 7 年からチャンネルボックスの取り付け方に問題のある燃料を使用
⇒当時燃料の変形には気がつかず。
- ・平成 24 年 10 月 16 日 燃料集合体 2 体でウォータ・ロッドの変形が確認された
- ・平成 24 年 10 月 19 日 原子力規制庁から東京電力に指示
- ・平成 24 年 10 月 26 日 中間報告第 1 回（東京電力）
- ・平成 24 年 11 月 6 日 中間報告第 2 回（東京電力）
- ・平成 24 年 11 月 28 日 原子力規制庁が各電力事業者に調査指示を発出
- ・平成 25 年 1 月 7 日 中国電力（島根原子力発電所）が原子力規制庁に中間報告を提出
- ・平成 25 年 2 月 8 日 中国電力（島根原子力発電所）が原子力規制庁に最終報告を提出

平成25年2月8日
中国電力株式会社島根原子力発電所における燃料集合体ウォータ・ロッド曲がりに係る
調査結果の報告について

当社は、原子力規制委員会からの指示^{*1}「東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所第5号機の燃料集合体ウォータ・ロッド^{*2}の曲がりについて」（平成24年11月28日付）に基づき、島根原子力発電所の原子炉装荷中および燃料プール貯蔵中の燃料集合体について点検を実施しており、平成25年1月7日、国に中間報告^{*3}を行っています。（同日お知らせ済）

このたび、残りの1号機21体の燃料集合体の点検が終了し、点検対象である1号機の23体および2号機の16体のいずれにもウォータ・ロッドの曲がり等の異常がないことを確認しましたので、本日、国に報告しました。

なお、3号機については、点検の対象となる燃料集合体はありません。

以上

※1 原子力規制委員会からの指示（概要）

原子力規制委員会は、東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所第5号機で確認されたウォータ・ロッドの曲がり事象に伴い、沸騰水型原子炉を所有する原子力事業者に対して、以下のとおり対応することを求めている。

1. 原子力発電所の燃料集合体について以下の事項を確認の上、平成25年1月7日までに報告すること。
 - ① 燃料集合体の取り替え回及び製造メーカー
 - ② チャンネルボックス^{*4}の新品・再使用品等の区分とその数
 - ③ 燃料集合体へのチャンネルボックスの取り付け方法
 - ④ 再使用チャンネルボックスを装着した燃料集合体及び点検等によりチャンネルボックスを脱着した履歴のある燃料集合体の数及び所在場所
2. 再使用チャンネルボックスを装着した燃料集合体及びチャンネルボックスの脱着履歴のある燃料集合体の異常の有無等について、統計上十分なサンプル点検を実施し、その結果についても平成25年1月7日までに報告すること。
3. 原子炉内に装荷している燃料集合体又は今後原子炉に装荷を予定している燃料集合体のうち、再使用チャンネルボックスを装着した燃料集合体又はチャンネルボックスの脱着履歴のある燃料集合体について、当該燃料集合体を装荷した原子炉を起動する前に点検を実施し、その結果について速やかに報告すること。
4. 2. 3. のそれぞれの点検において、燃料集合体の異常が確認された場合、その状況把握及び原因究明を行い、その結果について速やかに報告すること。

※2 ウォータ・ロッド

燃料集合体の中央部に燃料棒と並行して設けられている中空の管であり、内部に水を通すことにより燃料集合体内の出力分布の平坦化を図るもの。

※3 中間報告の概要

当社は、1号機の点検対象である23体のうち2体、および2号機の点検対象16体全ての燃料集合体について点検を行い、ウォータ・ロッドの曲がり等の異常がないことを確認した。

※4 チャンネルボックス

燃料集合体に取り付ける四角い筒状の金属製の覆いであり、燃料集合体内の冷却材流路を確保するとともに制御棒が移動する際のガイド機能を有するもの。

<添付資料>

・島根原子力発電所における燃料集合体ウォータ・ロッド曲がりに係る調査結果（概要）

島根原子力発電所における燃料集合体ウォータ・ロッド曲がりに係る調査結果
(概要)

1. 調査対象

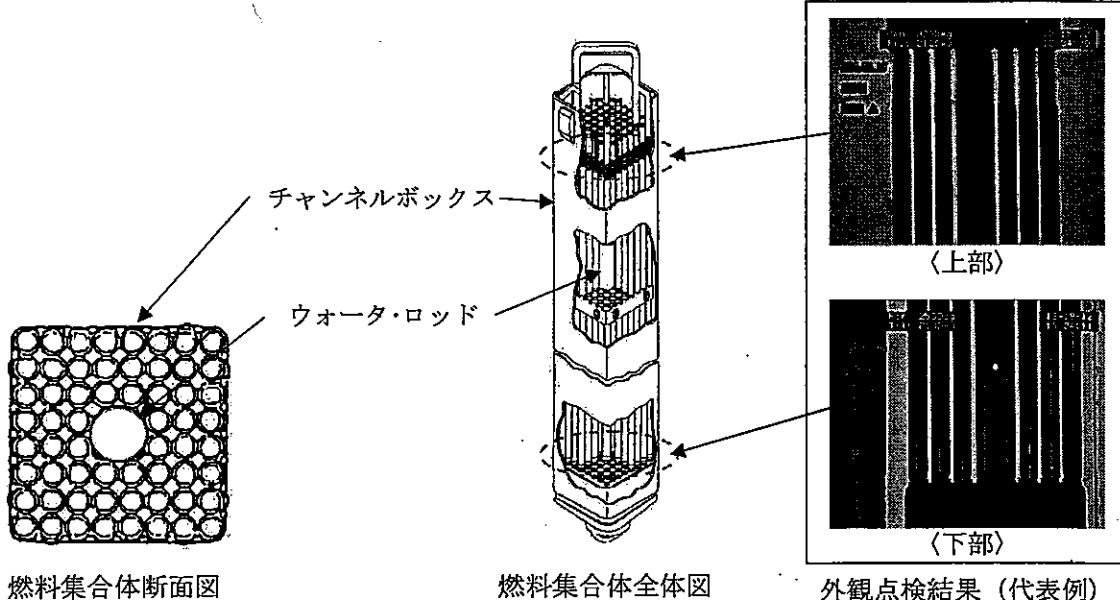
島根原子力発電所1, 2号機の原子炉装荷中および燃料プール貯蔵中の燃料集合体のうち、再使用チャンネルボックス（以下「C/B」という）を装着した燃料集合体およびC/Bの脱着履歴のある燃料集合体からサンプル抽出を行い、水中カメラを用いて、外観点検を実施した。なお、3号機については、点検の対象となる燃料集合体はない。

	島根1号機	島根2号機	島根3号機
島根原子力発電所に貯蔵中の燃料集合体 (原子炉および燃料プール)	798体	2,648体	872体
再使用C/Bを装着した燃料集合体	0体	75体	0体
C/Bを脱着した履歴のある燃料集合体	63体	82体	0体
外観点検実施対象燃料集合体	23体	16体	0体

2. 調査結果

点検対象である1号機23体、および2号機16体全ての燃料集合体について外観点検を行い、ウォータ・ロッドの曲がり等の異常がないことを確認した。

【参考：燃料集合体概要図（高燃焼度8×8燃料）および外観点検結果（代表例）】



以 上

原子力防災に関する普及啓発の取組について

平成25年2月25日
危機対策・情報課

1 平成24年度原子力関連施設見学会の開催

県民の方に、原子力発電についての正しい知識と、安全対策の実施状況等を知っていただきため、鳥取県で初めて島根原子力発電所等の原子力関連施設の見学会を開催します。直接発電所を見ていただくことにより、県の原子力防災に関する普及啓発を図ります。

(注) 核物質防護(テロ対策等)上、外国人の方の発電所の見学は困難となっています。

- (1) 日時 平成25年3月21日(木)午前10時30分から午後3時15分まで
(2) 見学先及び見学内容

ア) 島根原子力発電所(松江市鹿島町片向)

- ・概要説明
- ・運転訓練シミュレータ見学
- ・原子力発電所構内の見学(バス車窓から)

イ) 島根県原子力防災センター(松江市内中原町)

- ・原子力防災の概要説明
- ・放射線の基礎知識の説明
- ・施設見学

(3) 募集人員 40名

(4) 広報の実施状況

- ア) 実施中のもの ホームページ(とりネット)、県政情報番組(とりリンク)
イ) 今後実施予定 県政だより、米子市報・境港市報(いずれも3月号)に見学会の案内を掲載予定です。

2 原子力防災講演会の開催

県民の方に、放射線とはどのようなものなのか、また、放射線が体に与える影響など放射線に関する知識を深めていただくことを目的として、広く県民の方を対象に講演会を開催しました。万が一事故が発生した場合の防護措置等を知ってもらうことを目的に今後も開催していきます。

また、講演会の開催に先立ち、現在、策定中の鳥取県広域住民避難計画の概要説明を行いました。

- (1) 日時 平成25年2月17日(日)午前10時から12時まで
(2) 場所 米子市福祉保健総合センターふれあいの里(大会議室)
(3) 主催: 鳥取県 共催: 米子市、境港市
(4) 次第等
ア) 鳥取県広域住民避難計画(素案)について
イ) 講演 テーマ: 放射線の基礎知識、放射線からの防護対策
講師: 独立行政法人放射線医学総合研究所 主任研究員 勝部孝則

(5) 参加者数 約200名

(6) 出席者からの主な意見

- ・講演を聞き、放射能のことを理解することができた。少し安心した。
- ・避難決定した場合の広報手段を事前に知らせて欲しい。
- ・今回のような講演会をいろいろな地区で実施することで、住民に当事者意識、危機意識を醸成して欲しい。
- ・講演会を継続的に実施して欲しい。
- ・避難すべき方向を判断するため、SPEEDI の画像、風向・風力の情報をインターネットで流して欲しい。
- ・屋外にいるより、屋内退避を行う方がよいことが分かった。
- ・町内会に配布できる資料を作成して欲しい。
- ・通信弱者である老人に対する避難情報等の提供方法について検討して欲しい。
- ・風向による影響を考えた場合、本当に 30km 圏内でよいのか疑問である。
- ・風向きによって避難先を数カ所確保する必要があるのではないか。
- ・避難先は、県内の場合と岡山方面への両方の準備が必要だと思う。
- ・原子力災害は、地震・津波等の二次的に発生するので、これらの影響を考えた訓練が必要。
- ・避難は現実的ではない。原子力発電所を止めるように努力すべき。

グループホームにおける防火安全体制の徹底及び点検について

平成25年2月25日
障がい福祉課
長寿社会課
くらしの安心局住宅政策課
危機管理局消防防災課

2月8日、長崎県長崎市の認知症高齢者グループホームにおいて、また2月10日には新潟県新潟市の障がい者グループホームにおいて人的被害を伴う火災が発生したことに伴い、本県においても類似施設に対する防火安全体制の徹底と緊急点検を行います。

1 本県の類似施設の現状

- (1) 認知症高齢者グループホーム（介護保険法に規定する認知症対応型生活援助事業を行う施設）
- 近年、認知症高齢者グループホームで多数の死傷者を出す火災事故が発生していることを踏まえ、本県においても、定期的に類似施設に対する立ち入り調査を実施。
 - 県内の類似施設74件が建築基準法令に適合していることを確認済み。（平成24年4月1日現在。なお、うち8施設については是正指導を行い、いずれも是正済み。）
 - また、全施設にスプリンクラーが既に設置済。

- (2) 障がい者グループホーム・ケアホーム（障害者自立支援法に基づく共同生活援助(介護)事業所）
- 県内では障害者自立支援法に基づくグループホームは多くが住宅など既存施設を転用し、145施設が指定済み。（平成25年2月1日現在）
 - このうちスプリンクラーの設置義務が課せられた施設は無い（規模要件等による）が、薬剤噴霧の簡易型を含め任意で21施設が設置済み。（平成25年2月1日現在。）
障がい者のグループホームの多くは小規模（定員4～5名）で、民家（賃貸）を転用しているものが多く、設置義務のない施設へのスプリンクラー設置は少ないのが現状。
賃貸であることや、補助制度があっても自己負担があることなどが要因。
 - いずれの施設も、指定時に、消防法施行令上必要とされる設備等の設置が完了していることを確認済み。
 - 建築基準法上の取り扱いについては、今般、防火避難規定など一定の基準を満たす場合に「住宅」としての取り扱いを開始することに合わせ、法令への適合状況を確認するための報告徴収を開始した。

2 今後の対策等

- (1) 認知症高齢者グループホーム（介護保険法に規定する認知症対応型生活援助事業を行う施設）
- ア 施設に対する指導・点検指示
- 施設の代表者に対し、改めて、防火体制及び万一火災が発生した場合の消火・避難・通報体制の確保等以下について、運営基準（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準：厚生労働省令）に基づき再点検の実施を指示。
- ① 非常災害対策の適切な実施
- 運営基準に定める非常災害対策について点検を行い、点検の結果、適切な対応が取られていない場合には、速やかな対応を講じること。
- ② 地域住民等との連携
- 運営基準において、避難・救出、その他の訓練の実施について実施状況の点検を行い、点検の結果、適切な対応が取られていない場合には、速やかな対応を講じること。
- ③ 消防法その他の法令等に規定された設備の確実な設置
- 運営基準に定める消火設備の設置状況について点検を行い、点検の結果、適切な対応が取られていない場合には、速やかな対応を講じること。
- イ 関係機関による点検
- ① 74施設のうち、国土交通省の調査対象となっている新設の8施設、及び昨年の定期報告が未提出の4施設、計12施設については、建築・消防部局が連携して立入り調査を実施する。

- ② 監査権限を有する市町村と連携し、消防や建築担当部局による立ち入り調査などに協力する。

(2) 障がい者グループホーム・ケアホーム（障害者自立支援法に基づく共同生活援助（介護）事業所）

- ア 施設に対する指導・点検指示
認知症高齢者グループホームと同様

- イ 関係機関による点検
① グループホーム・ケアホームの指定は、消防法施行令上必要とされる設備等の設置が完了していることが前提であり、全ての施設が適合していることを確認済みであるが、今回の件を受け、改めて全施設の状況調査を行い、不備な点があれば実地指導を行う。
② 建築基準法への適合状況を確認するための報告書が提出されたものから随時建築部局による立入り調査を実施する。

(3) 県内消防局の緊急査察状況

消防庁からグループホーム等に係る防火対策の更なる徹底（消防法令違反等の是正の徹底、夜間における応急体制の確保、火災予防対策の推進）について通知が出され、これに基づき各消防局では以下のとおり緊急査察を実施する予定。

なお、県内のグループホームの過去の査察では、安全管理の不備が確認された場合でも速やかに改善されており、現在も指導中の施設はない。

＜認知症高齢者グループホームの査察＞

東部消防局	平成 25 年 2 月 13 日～2 月 18 日 全 20 施設
中部消防局	平成 25 年 2 月 14 日～3 月 7 日 全 24 施設
西部消防局	平成 24 年 11 月～ 全 30 施設実施済

＜障がい者グループホーム・ケアホームの査察＞

障がい者グループホーム・ケアホームについては、認知症高齢者グループホームの緊急査察実施後、順次、実施する予定。（西部消防局は 11 月に 61 施設実施済）

